

令和6年鉾田市農業委員会9月定例総会議事録

日 時	令和6年9月25日（水）午後2時00分																																																																																		
場 所	市役所 2階 大会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>欠</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠	1 番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠																																																																														
1 番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																														
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																														
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠																																																																														
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																														
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																														
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																														
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																														
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																														
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																														
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																														
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																														
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																														
事 務 局	鬼沢局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長																																																																																		
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	18番 海老原 康廣 19番 大貫 修一																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 4 号 現況証明書の交付について 議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権																																																																																		

	利移動届出について 報告第 3 号 農地法制限除外の届出について そ の 他 （開 会） 事務局 定刻となりましたので、令和6年鉾田市農業委員会9月定例総会 を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をいただきたいと思います。 ます。よろしくお願いします。 会 長 どうも、皆さんこんにちは。ここ二、三日、本当の秋らしい、4 日くらい前かな、35度以上あったような陽気から一転して、ここ 二、三日、もう30度なくて、今日は午前中23度とかと言いまし たけれども、めっきり秋らしくなりまして、この本当の境目が分か らないような、こんな状況であります。 世界的にはロシア軍が日本の領海に侵入して、自衛隊が初めて火 の玉を入れたああいうものを打ったということ、今までになかった のですけれども、ああいうミサイルをごまかすような、そういう玉 を打ったということで、これも日本もやはりなめられては、これは まずいのではないかなという感じで、多分ああいうことをやったの だと思えますけれども、今の時代に世界的に戦争が2か所で起きて いるということ自体がもう信じられないというような世界的な状 況で、その中でやはり全てのものが物価が高くなり、我々農業をや っている方にも肥料だけ材料が上がる。これはやはり戦争の影響も あると思えます。 それと、国内に目を向けてみれば、私この間、米、田んぼを貸し ておいて年貢米をもらって、それでそのほか2俵を足らないから買 ったらば、「1袋1万3,000円だ」と言うから、えっと思って、 去年6,000円で1袋買ったのが今年は1袋1万3,000円と いうことで、「でも1万3,000円でもいいや、おめえの米はうま いから買うべ」と言って、2俵、4袋で買いましたけれども、やは りサツマイモがあれだけ値段が上がって、ここ2年、3年上がりっ 放しですっという中で、米が上がらなければしょうがないというこ とでいたけれども、やっぱり米も今度この上がり方が急激ですね。 去年6,000円のものが今年は1万3,000円、1袋30キロ で。そういうような値段になって、これこのままでは本当に我々 消費者、作っている人らはそれ以上大変だとは思いますが、 そんなに値段が上がって、そのまま維持できるのかなと思っており
--	---

事務局	ます。機械化でやはり肥料が上がったからある程度人件費も上がっているからしょうがないのかなと思うけれども、あまりにも倍になるような値段で上がり過ぎて、これはちょいとなとか思いますけれども、せめて5割ぐらい上がるのならいいけれども、倍まで上がってしまったてはなと思って。そういうことで、農家の方もいつも悪いことではなく、そういう値段が経営者にとってはいいことも、たまになれば農家をやる人もいなくなってしまうから、そういうふうにやればいいのではないかなと思っております。 それと、あとこの間、旅行に行った方、本当にご苦労さまでございました。楽しく3日間、過ごさせていただきましたので、本当にありがとうございます。永井司委員の場合にはちょっと大変でしたけれども、何ともなく別に平常で、今日は平常心でいますけれども、大変いい思い出となりました。そういうことで、ひとつ今日は皆さんでまたいろいろ案件、たくさんあると思いますから、ひとつ慎重審議のほうをよろしくお願いいたします。ご苦労さまでございました。 ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定によりまして、会長が当たることになっておりますので、議事進行を飯岡会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。 議長 それでは、ただいまの出席委員は23名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 議長 異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。 議長 次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
------------	---

議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、18番 海老原康廣 委員、19番 大貫修一 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 15番、窪伸衛委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号9番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局		番号1番から番号9番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては9件、地目、田1筆、畑11筆、計12筆。面積は1万9,036.68平方メートルでございます。契約内容につきましては、全て売買となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。以上でございます。
議	長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員		3番、宇佐見です。1番について説明いたします。 譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]

議長	■, ■さん, この方, 中国の方かなと思って聞いたのですが, 若い方で, いわゆるきらきらネームに近いような感じの名前らしいです。■さんは, 知人を介しての紹介ということで, 現在, ■さんが3人のサツマイモ農家さんにその土地を貸しているのですが, 土地を売りたいということで■さんを紹介され, 売買に至ったとのこと。■さんは, パート社員を使いコマツナを栽培しており, 売買後はハウスを建設し, コマツナを増産したいとのことでした。問題ない案件かと思いますので, よろしくご審議のほどお願いします。
森作秀裕委員	続きまして, 番号2番について地元委員の説明を求めます。 10番, 森作です。2番について説明いたします。 このたび, 譲渡人, ■さんと譲受人, ■さんとの間で売買契約が円満に結ばれたそうです。■さんと■さんはいとこの関係になりまして, ■さんが高齢のため農業ができないということで, ■さんが新規就農をして農業を始めるということ。■さんも初めて農業をやるということなので, 知人の■さんという方にサツマイモの作り方を教わって, 一緒に栽培をしていくということです。問題がない案件かと思われますので, よろしくご審議お願いいたします。
議長 山口正重委員	続きまして, 番号3について地元委員の説明を求めます。 16番, 山口です。申請番号3番についてご説明いたします。 譲渡人, ■さんと譲受人, ■さんは知人の間柄でございます。このたび譲受人の希望により, また■さんの経営規模拡大ということで, 売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは作物, イチゴ, 葉物, ホウレンソウなどを中心とした農家であり, 経営面積も3ヘクタール以上あり, 熱心に取り組んでおります。作物, イチゴを増産するため, 申請地を取得したいということでございます。 以上の理由から, 譲受人は農作業に常時年間300日以上従事しており, 取得後も事業を行うと認められ, つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので, よろしく審議のほどお願いします。
議長 大貫修一委員	それでは, 続きまして番号4番について地元委員の説明を求めます。 19番, 大貫修一でございます。4番についてご説明したいと思

		います。 ■■■さんは柏熊となっていますが、これは柏熊でも上諏訪の自動車学校の近くであります。この案件は、7月に事務局で調査をしてくれということで調査をしまして、昨月申請まで行きましたが、書類の不備があるということで、今月の案件になりました。譲渡人、■■■さんは、■■■さんちの1軒置いてその隣が実家になっております。この■■■さんという方は、相続でこの農地を自分のものにした感じでありまして、実家でも農業をやっていないということで、この間見に行ったところ、まだ畑が荒れているという状態から草が出ている状態になりまして、■■■さんに作ってもらってありがたいということで、作ってもらうというか売買になるのですけれども、■■■さんはまだ30代なのですけれども、父親も私より年が一回り下ということで、まだ50代ですか、若いのですけれども、農業者も実習生、あと兄弟とか日本人の労働者もおりまして、たくさんの方が働いております。ミズナとかハウスメロンなどを栽培しております。何ら問題ない案件と思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	菅谷美尚委員	続きまして、番号5番、番号6番について地元委員の説明を求めます。 4番、菅谷です。5番について説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは知人の関係だそうです。■■■さんのトマトハウスの隣接した農地が■■■さんの土地で、ハウスの増設を考えていた■■■さんとの間で売買の話がまとまったそうです。■■■さんは、取得した土地にハウスを作りミニトマトを作付するとのこと。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、6番について説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の関係だそうです。高齢のため農業を縮小しようと思っていた■■■さんが、耕作放棄地みたいな状態になっている農地だったのですが、■■■さんを買ってもらうということになったそうです。■■■さんは重機を所有していて、自分で農地を開拓してサツマイモを作付したいとのこと。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	菅谷美尚委員	続きまして、番号7番、番号8番について地元委員の説明をお願いいたします。 続きまして、7番について説明いたします。 譲受人の■■■さんと譲渡人の■■■さんは知人の関係で、■■■さん

	が農業に興味があり、家庭菜園で自分で食べる物から作付して農業を始めたいということで、隣人である■■■さんが■■■さんの要請に従って、ちっちゃい土地なのですけれども、これから農業をやるとということで、家庭菜園から始めたいという話でした。問題のない案件とされますので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、8番についてご説明いたします。譲渡人、■■■さんは■■■市在住で、相続した実家と隣接した農地を、■■■さんとの間で売却がまとまったということです。■■■さんは、農業をしたことがないそうですが、農業をやっぱり始めたくて、手始めに家庭菜園で自分の食べる作物を作りたいとのことでした。問題のない案件とされますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長 関根薫委員	それでは、番号9番について地元委員の説明を求めます。 17番、関根です。9番について説明します。 渡人、■■■さんと受人、■■■さんは近所でございます。畑1筆28平米、農業経営規模拡大という理由から、売買が円満にまとまったようです。今月18日に事務局と現地を確認に行ったところ、各種野菜が畑に充実、ネギとかそのほかの野菜があり、トラクター等は本人にはないのですが、土地渡人の■■■さんから借りてやることになっており、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長 箕輪美代子委員	それでは、番号1番から番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。 23番、箕輪です。先ほどの確認なのですけれども、8番の■■■さんは、これは埼玉の方ですけれども、農地を95平米買って、これは通うではなく、家、農地とか。
菅谷美尚委員	すみません、この■■■さんの実家というのが空家になっていまして、そこを買って、その隣地が農地になっていたわけなのです。だから、その隣地と両方を買うという形で、農業を始めたいみたいなのですけれども、初め大きくはできないので、一応自分の食べる家庭菜園的なものから始めたいので、では今の法律的には小さい面積でも買えるということで、それで買われたみたいです。
箕輪美代子委員	では、自宅のほうもその家で間借りして作るということですか。

菅谷美尚委員	ここに移住して、結局ここに住んで、その脇が小さい畑なのですけれども、それを利用して家庭菜園がてら農家を始めたいということでした。
議 長	そのほか質疑のほうどうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号9番について申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番から番号9番を申請どおり許可と決定いたします。
(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)	
議 長	続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、申請地、XXXXXXXXXX，地目，畑，面積450平方メートル。申請人，XXXXXXXXXX，XXXXXX。転用施設，農業機械置場，駐車場，作業場，車両転回場，450平方メートル。事由，農業を営んでおりますが，農地法の許可を得ずに農業機械置場，駐車場，作業場，車両転回場として整備して利用しておりましたので是正したい。なお，この案件につきましては，既に使用されているため，始末書が添付されています。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。

議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。1番について報告いたします。 去る9月17日、22番、井川委員、23番、箕輪委員、そして私と事務局で現地調査を行いました。場所は、地図1ページの左側の位置にあります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。申請地は集団的に存在する農地であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 なお、許可を得ずに駐車場や作業場として利用しておりましたので、始末書添付となっておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
長峰克巳委員	9番、長峰です。1番について説明いたします。 まず初めに、現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図の1ページの左側を見ていただいて、場所は県道、[REDACTED]と[REDACTED]の間の道路を玉造方面に向かって、[REDACTED]を過ぎて約1キロくらい行った右側の畑の中にある敷地であります。申請人は[REDACTED]さんです。宅地敷地内にある既存の資材置場及び駐車場が手狭なため、隣接する農地に敷地を拡張して農機具置場や車両転回場等を整備していたので、是正の申請をしたいということです。問題ない案件とと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。

議 長 事 務 局	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号2番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積286平方メートル。同じく、[REDACTED]、地目、畑、面積63平方メートル。計2筆、349平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場、物置、6.62平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに住宅に隣接する申請地にカーポート、物置を整備して利用しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 井川栄委員	現況調査員の調査報告を求めます。 22番、井川です。2番についてご報告いたします。 場所については、1ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。申請地は住宅に囲まれた地域にある集団性の低い農地であります。農地区分は第1種農地と判断しました。転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長 関根薫委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 17番、関根です。申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]。地図1ページの右側の中央になります。勝下新田の交差点より大洗方面に向かって300メートルぐらい進んだところ、右側に居酒屋さんとかそういう間を入りまして、突き当たりになります。申請地は、自己住宅の進入路及び自己住宅地への隣接となります。申請地が農地であるにもかかわらず碎石を敷き、カーポート、物置として使用しておりました。途中で気づき、今般農業委員会の許可をいただき、合法的な使用をしたく、申請に至りました。なお、是正したいということで始末書添付になりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積995平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農家住宅、164平方メートル。事由、現在実家で両親と同居しておりますが、子供が成長し手狭なため申請地に農家住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。3番について報告いたします。 場所については、2ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の地域にありますが、農家住宅も整備して使用するため、例外的に許可できると思います。農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番、小沼です。申請番号3番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、どうもご苦労さまでした。申請地は2ページ左側の地図で、銚田市内から茨城町方面に向かいまして、舟木の十字路、[REDACTED]のある十字路を右へ曲がりまして1.5キロほど行きますと、前に[REDACTED]というのがある、今はなくなっているのですけれども、その十字路を左へ曲がりまして1キロ

		と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長		それでは、地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員		18番、海老原です。番号4番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。調査員さんのご報告のとおりでございます。場所は地図2ページ右側です。鉾田市■■■■■のすぐ脇のところでございます。このたび■■■■■さんは実家で同居しておりますが、子供が成長し手狭なため、申請地に自己住宅を建築したいということです。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長		続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長		番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号1番、権利、贈与。申請地、■■■■■，地目、

	んか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	関連がありますので、番号2番、番号3番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、番号3番を続けて読み上げます。 番号2番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積172平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場172平方メートル。事由、飼料の加工販売業を営んでおりますが、規模拡大に伴い手狭なため申請地に駐車場を整備したい。 続きまして、番号3番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、畑、面積28平方メートル。譲受人につきましては、番号2番と同一でございます。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場28平方メートル。事由につきましては、番号2番と同一でございます。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。2番について報告いたします。これ報告も2番、3番は別ですか。
議 長	一緒です。
箕輪美代子委員	一緒でいいですか。 場所は、地図3ページの右側になります。申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、既存の施設の面積の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できます。農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 これは面積的に両方ともすごく小さな面積でくっついていると

事務局	番号4番, 権利, 売買。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積137平方メートル。譲受人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 建売住宅96.47平方メートル。事由, 建売分譲住宅敷地に利用するため, 申請地を含む区画を一体的に整備したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。なお, 地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。
井川栄委員	22番, 井川です。4番についてご報告いたします。 申請地は, 集団的に存在する農地の地域にありますが, 集落に接続して設置される建て売り住宅として例外的に許可できると思います。申請地, 農地区分は第1種農地であります。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。 続きまして, 地元委員も兼ねておりますので, ご説明いたします。先ほど地図の説明はしませんでしたけれども, 4ページの左側になります。この地図には載っていませんけれども, 上のほうに県道16号線があります。いこいの村裏の入り口から鹿田方面に向かいまして500メートルぐらい行ったところが申請地であります。[REDACTED]さんが以前取得した土地の一部が農振農用地ということで, 今回農振除外申請が許可されまして, 建て売り分譲住宅と敷地として利用したいということでもあります。問題のない案件と思われるので, よろしくご審議のほどお願いします。
議長	それでは, 番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号5番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積96平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積401平方メートル。計2筆、497平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅130.83平方メートル。事由、現在アパートに4人で暮らしておりますが、子供が成長し手狭になったため、申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。5番について報告いたします。 場所は地図4ページの右側になります。申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できます。6戸連担も取れております。農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
新堀隆委員	1番の新堀です。5番について説明いたします。 譲受人、[REDACTED]さんは、現在アパートに4人で暮らしております。子供が成長し手狭になったため、自己住宅を建築するために物件を探していたところ、譲渡人、[REDACTED]さんと話合いがまとまり、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。場所は、先ほども説明がありましたとおり、地図4ページの右側になります。手前というかこの黒い道路は舟木の[REDACTED]の十字路から高速道路に向かっていく道なのですけれども、下の右側にあるのは[REDACTED]小と[REDACTED]中なのです。歩いて徒歩圏で行けるとところで、銚田市の北部の文教地区みたいな感じで、どちらかということ子供が小さい方が大分家を造りたいという方が多い地区でございます。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議	長	それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号6番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、 地目、畑、面積5、386平方メートル。使用借人、[REDACTED]、 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、 [REDACTED]。転用施設、保育園遊技場、 駐車場、5、386平方メートル。事由、認定こども園を運営して おりますが、既存の駐車場が借地契約満了に伴い返却するため申請 地に新たな駐車場を整備したい。また、農地法の許可を得ず、遊技 場を整備して利用しておりましたので是正したい。なお、この案件 につきましては、一部使用されているため、始末書が添付されてい ます。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと 存じます。 以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
	井川栄委員	22番、井川です。6番についてご報告いたします。 申請地は集団的に存在する農地の地域にありますが、集落に接続 して設置される遊技場、駐車場として例外的に許可できると思いま す。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の 確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と 判断しましたので、報告いたします
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。

箕輪美代子委員	23番、箕輪です。7番について報告いたします。 場所は地図5ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される駐車場として例外的に許可できます。農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします
議長	それでは、地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	18番、海老原です。番号7番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は地図5ページ右側です。県道18号線を水戸の方面に向かい、鳥栖郵便局交差点を左に曲がって500メートルくらいのところにあるです。このたび駐車場が手狭なため、申請地に新たな駐車場を整備したいとのことです。譲渡人、さんとも円満に売買契約が結ばれたそうです。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。農業委員会にはちょっと関係ないと思われるのですけれども、6番と7番、こういう権利、両方とも駐車場といっている時期が重なったのですけれども、これは補助金とか何とかこういうのがあったのかなと思って。農業委員会には関係ないのですけれども、すみません。
議長	事務局、どうぞ。
事務局	農地系の鬼澤です。特に申請の代理人からそういったお話は聞いていないので、たまたま時期が重なっただけなのではないかなと思います。 以上です。
議長	それでは、そのほか質疑どうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。

		これより採決いたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号8番、権利、賃貸借。申請地、[REDACTED]、地目、田、面積368平方メートル。賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、資材置場、駐車場、現場事務所、物置、仮設トイレ、重機置場368平方メートル。事由、茨城県発注の道路災害復旧工事に必要な現場事務所、工事用資材及び重機を置くための資材置場として利用したい。許可日から令和7年3月31日までの一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
		以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。
	井川栄委員	22番、井川です。8番について報告いたします。 地図の6ページの左側になります。申請地は集団的に存在する農地の地域にありますが、一時的な転用であるため許可できると判断しました。農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。 続きまして、地元委員も兼ねていますので、説明いたします。地図の6ページの左側です。田崎の郵便局がありまして、県道下太田鉾田線ですか、この申請地のある場所。その左側に直線であるのが鹿島線の高架です。この高架と県道の交わる点が申請地になります。田崎の郵便局から500メートル左ですか、そういう場所にあります。今説明がありましたように、茨城県発注の災害復旧工事を[REDACTED]さんが請け負うということになったそうです。災害現場の近くにケーキ屋さんがありまして、その駐車場があるのですけれど

議 長	地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	18番, 海老原です。番号9番についてご説明いたします。 現地調査員の皆さん, どうもご苦労さまでした。場所は地図6ページ右側で, 巴川河川沿いの新里橋を青柳方面に渡った田んぼの場所に位置します。県発注の排水桶管工事の流用土仮置場として利用したいとのことです。一時転用, 令和7年2月28日までのことです。何ら問題ないと思いますので, ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは, 番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号9番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号9番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして, 番号10番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号10番, 権利, 売買。申請地, [REDACTED], 地目, 田, 面積1, 016平方メートル。譲受人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 太陽光発電設備1, 016平方メートル。事由, 申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	21番, 菅谷です。現地調査報告書には番号13になっておりま

議 長 箕輪美代子委員	細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。
	23番、箕輪です。11番について報告いたします。 場所は地図7ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できます。農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長 草野克信委員	地元委員の説明を求めます。 7番、草野です。11番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。申請地は地図7ページの右側になります。県道茨城鹿島線を茨城町境までを北上して、地図中心の小美玉市へ左折するT字路の手前になります。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子です。今回、■■■■さんが宅地と隣接している土地を父、■■■■さんより贈与を受けて両親と同居している家が手狭なため、建て替えたいということです。問題ない案件ですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 新堀隆委員	それでは、番号11番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。 小さい話なのですがけれども、■■■■さんと■■■■さんは親子で同居しているというのだけれども、名字が違うのはどういうことで違うのかな。
草野克信委員	■■■■さんは次男で、婿さんに行ってこちらに同居している、そういうことです。
議 長	そういうことで、あとそのほかにどうでしょうか。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり)

議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号１１番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号１１番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号１２番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号１２番、権利、贈与。申請地、XXXXXXXXXX，地目、畑，面積３平方メートル。同じくXXXXXXXXXX，地目、畑，面積７平方メートル。計２筆，８０平方メートル。譲受人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。譲渡人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。転用施設，駐車場８０平方メートル。事由，農地法の許可を得ずに駐車場を整備して利用しておりましたので是正したい。なお，この案件につきましては，既に使用されているため，始末書が添付されています。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	２１番，菅谷です。１２番について説明いたします。 場所については，地図８ページの右側になります。申請地は集団的に存在する農地の地域であり，農地区分は第１種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等いずれも適と認め，３人の総合意見として可と判断いたしましたので，ご報告いたします。 なお，先ほど事務局からもありましたように，駐車場として整備しておりましたので，始末書の添付となっております。
議 長	それでは，地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	４番，菅谷です。１２番についてご説明いたします。 場所は８ページ左側になります。県道１８号線鹿行大橋交差点を鹿嶋方面に向かい約１．２キロ地点を左折，７００メートル進んだ

議 長	詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
井川栄委員	現況調査員の調査報告を求めます。 22番、井川です。14番について報告いたします。 場所については9ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。申請地は集団的に存在する農地の地域にありますが、集落に接続して設置される資材置場として例外的に許可できます。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長 山口正重委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 16番の山口です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。14番について説明いたします。 場所は、地図9ページの左側を御覧ください。県道110号線にあるJAスタンド交差点を[]方面に600メートルぐらい行ったところの右側のところです。譲渡人、[]さんと譲受人、[]さんは親子の関係でございます。このたび譲受人、[]、[]さんが申請地で資材置場ということで貸借契約が円満にまとまったということでございます。現在利用している資材置場が手狭なため、また農地法の許可を得ずに敷地を拡張して車庫等を整備して利用したため、是正したいということでございます。問題のない案件と思われるので、よろしく審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号14番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号14番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号14番を申請どおり許可と決定いたし

	ます。
	(議案第4号 現況証明書の交付について)
議 長	それでは、引き続き、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、 XXXXXXXXXX 、台帳地目、畑、面積853平方メートル。申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 。変更年月日、平成11年5月30日以前、確認年月日、令和6年9月17日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。1番について報告いたします。 場所については地図9ページの右側の位置になります。現地確認しましたところ、雑草が生い茂っておりまして、さらに背丈ほどの大きい木もありまして、とてもこれは畑ではない。平成11年から既に原野としてなっておりましたので、3人の総合意見として非農地証明の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。1番についてご説明いたします。 場所は9ページ右側になります。県道8号線鹿行大橋交差点より鹿嶋方面に向かい、約2.2キロ地点を左折し、300メートル行ったところをまた左に曲がって300メートル進んで右側になります。現地は10年以上耕作されておらず、短い丈のシノとか木が生い茂っていて、農地にするのは難しいと思いました。よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	どうでしょうか、番号1番。 (質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、届出地、XXXXXXXXXX，台帳地目，畑，面積325平方メートル。申請人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。変更年月日，平成4年9月12日以前，確認年月日，令和6年9月17日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	21番，菅谷です。2番について説明いたします。 場所については地図2ページの左側になります。現地確認をしたところ，周りは少し草が刈ってありましたが，中は雑草が生えておりました。平成5年から既に雑種地となっており，3人の総合意見として非農地証明の交付は可と判断いたしましたので，ご報告いたします。
議 長	それでは，地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番，菅谷です。2番についてご説明いたします。 場所は地図10ページ左側になります。XXXX小学校の信号から鹿嶋方面に向かい300メートル地点の交差点を左折して陸橋を渡り，300メートル地点を右折，100メートル地点の右側になります。現地は数年間耕作されていないようで，雑木も目立ち，農地に戻すのは難しく思いました。よろしくご審議をお願いいたしま

		す。
議	長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。 (議案第5号 農地改良協議に対する同意について)
議	長	続きまして、議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、届出地、XXXXXXXXXX，田1，002平方メートル。同じくXXXXXX，田，992平方メートル。同じくXXXXXX，田，998平方メートル。計3筆，2，992平方メートル。申請人，XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX，XXXXXX。事由，湿田解消，高低差解消。期間は令和6年10月30日までとなっております。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員		21番，菅谷です。1番について報告いたします。 場所については地図10ページの右側の位置になります。申請地

	は田んぼの中にありまして、道路との高低差の農地を解消するための行為でありまして、農地改良制度の要点から判断して農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	それでは、地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。1番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は地図10ページ右側となります。県道110号線飯名交差点より北に向かい500メートルほど右側の位置になります。先月総会に出た案件と同じ申請になっています。水田に作物ができないため、知り合いの会社よりパークチップを購入して農地改良をし高低差解消、イチゴなどを栽培してみたいとのことでした。■さんは、特定技能5名、家族2人、計7人でサツマイモやトマトを栽培しています。問題ない案件かと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。■の田んぼは結構深いと思うのですけれども、木材チップは長い間には腐ってしまってまた沈んでしまうと思うのですが、どうですか。土を入れるのなら訳は分かるのですけれども、■さんは何を考えているのでしょうか。
宇佐見達夫委員	話を聞いたら、やっぱり土を入れたのですけれども、結局駄目で、木材チップを今度はやってみて、何とかならないかという感じで今います。
大貫修一委員	一応入れてみるという感じですか。
宇佐見達夫委員	そうです。一応入れてみるという感じです。
大貫修一委員	土を入れて駄目だったら恐らく駄目でしょう。イチゴを水田に、すごい下がってやっぱり沈んでしまいますよね。どうも失礼しました。
議長	そのほか質疑ありますか。 はい、どうぞ。

箕輪美代子委員	23番、箕輪です。先ほど5条で転用が3,000平米以上は県のほうにということだったのですけれども、農地改良に関して、これは3,000以下ですけれども、3,000超えてもこれは大丈夫なのではないでしょうか。
議長	事務局、どうぞ。
事務局	農地係の鬼澤です。こちらにつきましても3,000平方メートルを超えた場合は、農地改良ではなくて5条の一時転用の取扱いになりますので、その場合は先ほどの3,000平米を超えていたものと同じく茨城県のほうに諮問して、それから許可相当という流れになります。 以上でございます。
議長	どうでしょうか、そのほか質疑のほうありますでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。 (議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議長	続きまして、議案第6号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議長	事務局に説明させます。

事 務 局	農用地利用集積等促進計画（案）において、意見を求められています。申請人につきましては2名、筆数は5筆で、合計面積は6,871平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和6年9月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	それでは、これより質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 （報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について）
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	2件の届出がございました。5筆で面積は7,618平方メートル。合意解約となっております。 以上でございます。 （報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定

		による農地等の権利移動届出について)
議	長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事	務	局1件の届出がございました。15筆で面積につきましては合計で2万1,484平方メートルでございます。内容は相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
		(報告第3号 農地法制限除外の届出について)
議	長	続きまして、報告第3号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事	務	局1件の届出がございました。番号1番、届出地、 ，地目、畑、面積106平方メートル。申請人、 ，。転用施設は農業用倉庫となっております。 以上でございます。
議	長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議	長	続きまして、その他について何かありましたらお願いします。 事務局、どうぞ。
事	務	局農業委員さんのみになりますけれども、皆様のお手元に地域計画の座談会の日程変更についてというものがございます。こちら市の農業振興課のほうから11月から地域計画座談会における日程変更のご連絡がございました。変更の日程につきましては、別紙のとおり記載されておりますので、よろしくお願いします。

議長	また、開催の時間のほうも11月から午後6時からに変更されておりますので、お間違いのないようご協力のほうをお願いいたします。 続きまして、もう一枚、銚田市の農業委員会親睦会の決算書というのがあるのですけれども、こちらは今回行った内容の決算になっておりますので、もし細かいお話が聞きたいとかという場合でございましたら、総会終了後にお話をいただければと思います。 あと、最後なのですけれども、活動日誌の9月分まで早めにご提出をいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。
事務局	そのほか、事務局どうぞ。 すみません、農地系の鬼澤です。今月の議案書のほうから3条、4条、5条の様式に農振というのがあるのですけれども、項目が。そこに農業振興課のほうから農業振興区域のデータを頂いて、システムのほうに入れたので、こちらが入るようになりました。全て終わってからの報告になってしまうのですけれども、農用地区域内の農地が「農振農用地」というふうに入るようになりましたので、来月からの議案書でも見ていただければと思います。 以上であります。
議長	分かったかな。分かりましたか。事務局の説明、今分かりましたでしょうか。 (はい、分かりましたの声あり)
議長	では、そういうことで。 そのほか何かありましたら。 はい、どうぞ。
新堀隆委員	農業委員、直接は関係ないのですけれども、先ほど会長挨拶の中でお米が大分高いという話が出ておりました。それについて、ちょっと農協のほうから現状についてちょっとお話ししたいと思います。 農協のほうでは、農協は買取り、そのとき概算基準で一旦全額を払わないのです。それで、全農のほうから持っていったら、1年間でその利益を足して払うのですけれども、それにも増して商系というか全集、集荷業者があるのですけれども、その商人の方が、さっきの会長さんが言っているような値段、2万5,000円からの値段になりました。それは農家の売る方の値段。それからまた買う人はまだやっています。手数料は分からないのですけれども、そ

	れで農協は、多分農協に出している方は分かると思うのですけれども、大分差ができて、それで緊急に会議を行いまして、「コシヒカリ」については概算金なのですけれども、10月の10日、十幾つだと思ったのですけれども、そのときに1俵につき、60キロになるのですけれども、それで5,000円プラスすることになりましたので、大分農協へ出荷した方から不平がありましたので、一応概算金を増やすことになりました。それで、増やしたのは「コシヒカリ」が5,000円と「ふくまる」が4,000円、それと「あきたこまち」が4,000円、それだけです。あとは変更なしで。ほとんどその米飯に、食べる米の主力がその3品種なものですから、その3品種に関しては10月の10日過ぎに払うことになりました。よろしくお願いします。
議長	それは1俵5,000円プラス、それとも30キロ。
新堀隆委員	60キロです。
議長	1俵5,000円プラスして、もともとの金額は幾ら。
新堀隆委員	そこは微妙なところで、そこで相当、言わせてもらおうと、農協は買取りではなくて概算金なのです。一旦預かって、またそのときに精算金いただいて、2月ぐらい、ここでそういう話を伺って上がったのは何よりなのですけれども、「コシヒカリ」は農協に持っていく方がおられると思うのですけれども、最初は1万8,000円でした。それで1万ではない2万だったので、商人の方は早いうちから2万4,000円の増を出したもので、農協の集まりが悪かったのです。それで、そういうのが真面目に付き合いのある方ですと農協に出してくれていた方々がいたのですけれども、そうしたら大分不評がありまして、私が担当なのですけれども、担当でいろいろ不評がありまして、全農と掛け合まして、ほかの農協さんとも協議に出て、全農に掛け合って緊急に追加払いをすることになりましたので、一応農協は、ですから「コシヒカリ」に関しては2万3,000円。皆さんが買う値段ではないです。私ら農協へ売って、それから全農へ渡すお金がそういう感じになりまして、農家へ、出している方と交渉してください。どうしても農家の方も概算金ですから、ここから精算金、毎年出しているから分かると思うのですけれども、1年くらいしたら1,000以上のお金が入るものですから、その点考慮してください。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、今ちょっと新堀委員のほうからこれまでの説明がありましたけれども、そのほかについて何かなければ、これで閉めたい

関根薫委員	と思います。 あと、旅行報告のほうの件は、閉めた後にお願いします。 どうでしょうか、そのほかありますか。
議 長	今の米の値段をおっしゃいましたけれども、はっきり言って世間からずれている値段をJAさんは出しているのではないのでしょうか。 それは一旦取りあえず閉めてから、関根委員、閉めてからちょっとまたその後話し合いましょう。取りあえずここを一旦何もなければ閉めたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (発言なし)
議 長	分かりました。 本日の議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。 午後3時52分 閉 会 署 名 人 議長(会長) _____ 18番 委 員 _____ 19番 委 員 _____